

保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業業務委託仕様書

1 業務名

保健医療大学の機能強化に向けた調査検討事業業務委託

2 目的

千葉県（以下「甲」という。）では、保健医療に関わる優れた専門的知識及び技術を教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性を備え、地域社会に貢献し、保健医療の国際化に対応できる人材を育成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健医療の向上に寄与することを目的として、千葉県立保健医療大学（以下「保医大」という。）を平成21年4月に開学した。

保医大では、これまで多くの保健医療関係従事者を県内に輩出してきたが、昨今の保健医療を取り巻く環境変化に対応した人材育成や、施設・設備の老朽化への対応が急務となっている。

本業務は、今後も保医大が本県の保健医療の向上に貢献し続けるために、将来を見据えた機能強化に向けた調査検討を行い、もって今後のあり方検討の基礎資料を得ることを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務の概要

(1) 総則

受託者（以下「乙」という。）は、上記2に記載した目的を理解した上で、業務にあたるものとする。

また、乙は、県内外の保健医療及び大学等高等教育を取り巻く環境や、関連する法令・制度、国の通知等について、常に十分な把握に努めなければならない。

(2) 業務内容

ア 調査検討の実施

現状分析や同種他事例の調査、既存制度の研究等により、以下の各項目について調査検討を行う。

なお、調査検討にあたっては、県内の高校生、県内の医療機関従事者、県内自治体等の保健医療従事者、県内医療機関等の事業者へのアンケート調査を実施すること。アンケート調査の手法や対象者数等具体的な実施内容については、甲の提案をもとに甲乙協議の上決定する。

① 保医大が養成すべき人材像に関する調査検討

以下の項目について調査検討を行う。

(ア)我が国及び本県の保健医療を取り巻く環境の分析、将来像の考察

- (イ)大学及び大学院（県内外及び国公立問わず）を取り巻く環境の分析、将来像の考察
- (ウ)公立大学を取り巻く環境の分析、将来像の考察（直営/公立大学法人についての分析・考察を含む）
- (エ)保医大の現状の整理（受験者志願状況、定員充足状況、国家試験合格状況、卒業後の進路、運営体制、施設・設備の概況、強み・課題等）
- (オ)保医大の学部・学科及び大学院で養成すべき人材像（保健医療従事者、研究者、教員等）の検討（既存学部・学科以外の新たな保健医療領域（例：デジタルヘルス・データサイエンス、公衆衛生等）を含む）

② 教育内容と必要な組織等に関する調査検討

②-1 学部・学科の構成や教育内容に関する調査検討

①の調査検討結果を踏まえ、以下の項目について調査検討を行ったうえで、学部・学科の構成について複数案を提案する。

- (ア)養成すべき人材像等を踏まえた既存学部・学科の定員、教育内容等の検討
- (イ)新たな保健医療領域に関する学部・学科の必要性の検討
- (ウ)今後の学生・教員の確保見通し、確保施策の検討
- (エ)卒業後の進路の見通し、事業者の採用ニーズ等の検討
- (オ)上記(ア)～(エ)に関する他大学の取組の好事例の紹介
- (カ)上記(ア)～(オ)を踏まえた保医大の学部・学科の構成や教育内容の提案（複数案）、必要な事務局体制や教員数（各案につき）

②-2 大学院の設置可能性に関する調査検討

①の調査検討結果を踏まえ、以下の項目について調査検討を行ったうえで、大学院の構成について複数案を提案する。

- (ア)養成すべき人材像等を踏まえた、大学院の必要性の検討
- (イ)大学院に必要な課程（研究科及び修士・博士課程の別）や機能（研修、研究、教員養成）等の検討（既存学部・学科以外の新たな保健医療領域（例：デジタルヘルス・データサイエンス、公衆衛生等）を含む）
- (ウ)大学院の設置ニーズに関する調査検討（進学ニーズ・採用ニーズ等）
- (エ)大学院の特色の検討
- (オ)大学院修了後の進路に関する調査検討
- (カ)今後の院生・教員の確保見通し、確保施策の検討（例：夜間・通信制・長期履修制度の導入、修学資金制度の創設、社会人選抜の実施等）
- (キ)上記(ア)～(カ)に関する他大学の取組の好事例の紹介
- (ク)上記(ア)～(キ)を踏まえた大学院の設置に関する提案（複数案）、設置に必要な事務局体制や教員数（各案につき）

②-3 その他必要な機能強化に関する調査検討

①の調査検討結果を踏まえ、以下の項目について調査検討を行ったうえで、その他必要な機能について提案する。

- (ア)機能強化に必要な付随的機能の検討（例：メディアセンター、食堂・売店、寮、システムな

ど)

- (イ)その他機能強化が必要な領域及び機能強化施策の検討（例：シグナク機能、地域貢献機能、DX への対応、STEAM 教育、SDGs の取組、他大学や自治体等との連携、卒業生の県内定着への取組、修学支援施策等）
- (ウ)事務局の最適な運営手法（外部委託を含む）の検討
- (エ)学内ネットワーク・システムの最適な管理手法の検討
- (オ)上記(ア)～(エ)に関する他大学の取組の好事例の紹介
- (カ)上記(ア)～(オ)を踏まえた方向性の提案、必要な事務局体制や教員数

③ 立地及び施設・設備、運営主体に関する調査検討

③-1 キャンパス立地の検証

以下の項目について調査検討を行う。

- (ア)2 キャンパス維持、1 キャンパス統合（幕張、仁戸名）、その他（例：学部は幕張・大学院は仁戸名等）の比較検証（各パターンについて、運営費用や施設更新費用、学生・教員確保等幅広い観点から検討）
- (イ)キャンパス立地に伴う他機関との連携（例：学生の実習先病院の確保、教員の研究フィールド、地域貢献等）の検討
- (ウ)地域振興の観点からの分析
- (エ)他大学の同種事案（複数キャンパスの統合等に関する事案）の調査検討

③-2 施設・設備の整備に関する調査検討

以下の項目について調査検討を行う。

なお、施設の更新の検討にあたっては、現状のキャンパスの状況を踏まえることとし、大規模改修・建替えの両案を検討すること。また、代替校舎（工事中の仮移転先）の必要性及び候補地についても検討すること。

- (ア)機能強化に必要な施設・設備の検討（キャンパス立地案ごと、複数案）
- (イ)施設整備の概略図面（キャンパス内の施設配置図）の作成（(ア)の各案につき）
- (ウ)施設・設備の整備費用の概算（(ア)の各案につき）
- (エ)施設・設備の整備に活用可能な交付金・補助制度等の調査
- (オ)他大学の同種事案の調査検討

③-3 公立大学法人化に関する調査検討

以下の項目について調査検討を行う。

なお、調査検討にあたっては、公立大学法人化した他大学（2校以上）へのヒアリング調査を実施すること。ヒアリング調査の手法や対象者等具体的な実施内容については、甲の提案をもとに甲乙協議の上決定する。

- (ア)公立大学法人化した場合の人員や組織、財務等の運営体制の検討
- (イ)公立大学法人運営に必要な設備やシステム(学生、教務、文書、人事、労務、財務、その他)等の検討
- (ウ)公立大学法人化後10年間の経営分析（法人化に伴う運営費用の変化（増減）や必要な積立等の収支見通しを含む）
- (エ)上記(ア)～(ウ)に関する他大学の取組の好事例の紹介

(ホ)上記(ア)～(エ)を踏まえた方向性の提案（公立大学法人化の必要性、メリット・デメリット等の整理を含む）

④ 機能強化の進め方に関する調査検討

以下の項目について調査検討を行う。

- (ア)上記①～③の調査検討結果を踏まえた実施モデルスケジュールの検討（キャンパス立地案ごと、複数案）
- (イ)機能強化の推進に必要な庁内の事務局体制（業務内容、組織・人員等の体制）、必要な費用（設計業務、申請事務等の外部委託含む）等の検討
- (ウ)他大学の同種事案の調査検討

イ 調査検討会議の運営

保医大の機能強化に向けた調査検討は、別に設置する調査検討会議の意見等を踏まえ実施するものであり、以下の項目に留意しながら、甲乙協力して会議の運営にあたること。

- (ア)乙は、甲とともに調査検討会議の運営を行う。乙は、会議資料の作成及び会議での説明（会議構成員への事前説明を含む）、議事概要及び議事録の作成を行う。なお、検討会議は契約期間中に3～4回行うことを予定している。
- (イ)本業務は、原則として本仕様書に基づき実施するものであるが、調査検討会議の意見等を踏まえ、甲乙の協議により、適宜業務内容を変更することがある。

5 必要書類の提出

(1) 委託契約締結後

乙は、委託契約締結後、本業務に着手する前に甲と十分な打合せを行い、次の書類（全て任意様式）を甲に提出し、承諾を受けるものとする。

- ア 業務実施計画書
- イ 業務実施工程表
- ウ 業務の実施体制図、統括責任者及び業務担当者の名簿

(2) 業務完了後

乙は、業務完了後、調査検討結果をまとめ、次のとおり甲に提出する。

ア 提出期限

令和7年3月21日（金）

イ 提出物及び数

報告書（40部）、報告書の電子データ（PDFファイル及びMSワード又はMSエクセル形式若しくはこれらのいずれかと互換性のある形式）。なお、紙類や記録用メディアの調達にあたっては、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合したものとする。

6 注意事項

本業務の実施にあたっては、下記の事項に留意する。

- (1) 本業務の実施にあたり必要な経費の一切は、乙がこれを負担する。なお、調査検討会議の開催に要する経費のうち、会場使用料（付帯設備含む）及び会議構成員への謝金・旅費・食糧費については、甲が負担する。
- (2) 乙は、本仕様書による調査検討の遂行が困難となった場合には、直ちに書面をもって甲に申し出を行い、甲の指示に従う。
- (3) 乙は、本業務の内容及び甲の意図を十分に理解し、手戻りの無いよう留意するとともに、必要に応じ甲及び調査検討会議の構成員と協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。また、連絡事項についても同様に乙が記録し、同様に確認を得るものとする。
- (4) 乙は、2週間に1回以上、甲と協議を行い、その都度速やかに打合せ結果を文書で取りまとめ、甲に提出するものとする。
- (5) 乙は、甲の求めがあった場合、受託事業の進捗状況を速やかに書面で報告するものとする。
- (6) 乙及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県の事務に関する機密事項等を、第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (7) 乙は、本業務の実施にあたって入手した甲の著作物を、甲の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。
- (8) 乙は、甲があらかじめ書面で承認した場合を除き、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (9) 本業務において甲が必要と認め、指示した事項については、乙は、その指示に従うこととする。
- (10) 本業務履行のための乙の person 費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等の一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (11) 乙は、本業務終了後においても、その内容や成果物について甲から照会があった場合には、これに協力するものとする。
- (12) 本業務で得た成果品等についての著作権は、すべて甲に帰属するものとする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。